

差出人: 時岡浩二 [REDACTED]
件名: Re: 舞鶴市の三輪です
日付: 2021年6月11日 19:53
宛先: 舞鶴市広報広聴課 [REDACTED] 有本圭志 [REDACTED] 舞鶴市資産マネジメント推進課
CC: 上田 秀篤 [REDACTED]



舞鶴市広報広聴課

三輪課長様

別紙
⑤

お世話になります。

先ほどは長々と立ち話で失礼致しました。

昨日のメールの補足として以下お伝えします。

貴方のメールで有本積善社が光ケーブルへの設計変更に同意しているかのような表現がありますが、

有本理事長にも改めて確認致しましたが、5月27日の堤副市長との面談においても有本積善社が光ケーブルへの設計変更に同意をした事実は無く、
あくまで無線通信システムの構築を要望したものです。

本件は建設技術研究所の設計不具合に起因するものです

改めて建設技術研究所の設計不具合の原因と責任を明確にした上で、

対応策を講じるべきものと考えますので、そのようにご対処をお願い致します。

また、繰り返しになりますが中継局は総務省が広報しておりますので、

開局遅延等の経緯・理由を広報頂きますよう重ねてお願い致します。

昨日、システムマネジメント課の高井様より免許変更申請書ドラフトを頂きましたが、内容を確認したところ、様式含めてドラフトとして確認できるレベルのものではありませんので、

上記の理由を含めて、当財団では対応致しかねます。

また、既にご承知ですが光ケーブルでのSTL伝送が稼働した場合、

160MHz帯無線局の予備免許は返納となり、

以下の通り、無線設備の撤去義務が発生しますので、御確認をお願い致します。

【電波法第78条 第七十八条】

無線局の免許等がその効力を失つたときは、免許人等であつた者は、遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならぬ

⇒電波法78条の「電波の発射を防止するために必要な措置」は、施行規則42条の3で規定されています。

固定局、基幹放送局及び地上一般放送局の無線設備の場合は、

空中線を撤去すること（空中線を撤去することが困難な場合にあっては、送信機、給電線又は電源設備を撤去すること。）

以上、よろしく御確認の上、ご対処をお願い致します。

FMまいづる／一般財団法人有本積善社

時岡浩二

1
2

2021年6月10日(木) 12:55 時岡浩二 <[REDACTED]>

舞鶴市役所 広報広聴課

課長 三輪様

いつもお世話になります。

先ほどは、電話ありがとうございました。

電話でお聴きした内容の確認を含めて返信させて頂きます。

本日、五老ヶ岳→加佐中継所のTTLを光回線に変更することを舞鶴市として正式決定されたことを初めてお聴きしました。

TTL 160MHz帯の予備免許の期限は8月18日迄有効期限がありますので、
経済産業省の補助金期限を延伸含め、加佐中継所の場所を再考するというオプションもありますが、

光回線への変更により6月末工事完了ということで決定ということですね？

(岡田上小学校は校舎屋上を使用すれば鋼管柱は必要無いと思われます。岡田上小学校屋上からでもほぼ同じ放送エリア確保できると思われます。※添付シミュレーション参照
※由良川PA含む)

当財団としては、5月28日付舞鶴市長宛「FMまいづる中継局工事についての意見書」にて

防災上の観点から、より災害に強い無線通信システムの工事完成を目指すことを申し入れしております。

つきましては、今回の光ケーブル回線への変更の変更の理由、経緯、今後の無線通信システムへの変更について、

舞鶴市の見解を文書でお示し頂きますようお願い致します。

当財団は、コミュニティFM放送事業者（無線局免許人）として、より災害に強い無線通信システムとして、

高度な技術が必要な本システムを総務省に責任をもって免許申請し、施工監理を行い工事も完了しております。

大きなシステム変更を行うには、社内的にも対外的にも技術的・客観的・合理的な認識が必要です。

総務省近畿総合通信局と直接コンタクトされているということですが、

免許申請者は、技術検討のみならず、今後の免許申請変更手続きにおいても免許人として

経緯を含めて十分に理解した上で進める必要があります。

総務省とのやりとりはメールCCで情報共有をお願い致します。

尚、当初の無線局免許申請書作成の段階においても、

立派な免許申請書へと成る事を重んじてお書きください。

免許申請書類の作成には技術的、経験的な見地が多々必要です。
当初の計画に無かった免許申請の変更及び設計変更において、
当財団の一定の作業が発生する場合は、追加の業務委託費用を頂くことになります
で、
あらかじめ、ご承知おきをお願い致します。

⑤¹³

建設技術研究所から回線設計の変更が提出されているということですが、
今回、建設技術研究所の回線設計の損失考慮不足が原因でトラブルとなっております。
建設技術研究所の業務に対する舞鶴市の評価と今後も信用して設計を依頼するのか、
舞鶴市の見解を文書でお示しください。

西市民プラザの固定局の出力アップに至る技術的根拠を含めて、
他の設計会社に設計を依頼する必要は無いのか？

変更後の設計の責任主体はどこになるのか？

改めて、御確認頂ければと思います。

一般財団法人有本積善社／FMまいづる
時岡浩二

2021年6月9日(水) 18:15 舞鶴市広報広聴課 <

FMまいづる

時間様

上田様

本日、近畿通信局の○○さんから連絡をいただきました。

加佐中継局について、アンテナの高さの調整の相談を受けたりしている。

以前市から聞いた内容とFMさんからの話に相違があるが...という内容でした。

前に、通信局の[REDACTED]さんと市で、出力をアップすることと加佐中継所は有線に変更することについては了承いただいたとお伝えしていたと思います。

また、今から、エネ高事業で岡田上小学校に鋼管柱を立てることはできない旨は、前回、有本理事長と来ていただいたときに堤副市長からも説明しています。

現在の進捗状況ですが、建設技術研究所から回線設計を提出いただき市ほうで、ドラフト版を作成しています。

4ワットか2ワットでの申請でFM長岡さんと調整しているところです。

変更申請の提出はFMさんにお世話にならないといけませんが、
情報共有はしっかりさせていただきますので、
通信局さんとのやり取りについては、官官が早いのでやらせていただきます。